

項目名	④ 食品の安全性の確保 キ 農業生産工程管理(GAP)の普及促進 ※SDGs 関連:関連目標3、4、6、7、8、12及び15	担当省庁	農林水産省
-----	--	------	-------

表の書式変更

施策概要	○ 農林水産省の取組 GAP とは、農産物の生産に当たり、食品安全、環境保全、労働安全等の持続可能性を確保するための取組であり、その実践や認証取得を促進する。
------	--

KPI・ 今後の取組予定	<p>【KPI】 (目標) 令和12年度末までに、ほぼ全ての国内の産地で国際水準のGAPを実施</p> <p>【今後の取組予定】</p> <p>○ 農林水産省の取組</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年度</td> <td>・農林水産省ガイドラインを国際水準に改訂(令和2年中)</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>・都道府県職員等のGAP指導員による指導活動の支援</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>・人材育成のための、農業教育機関におけるGAP認証取得の支援</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> <td>・産地リスクの低減に資する団体認証の推進を通じた、産地における国際水準GAPの取組の支援</td> </tr> <tr> <td>令和6年度</td> <td>・GAP認証農産物を取り扱う意向を有する実需者を「GAPパートナー」として、GAP情報発信サイト「Goodな農業! GAP-info」に掲載</td> </tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和2年度	・農林水産省ガイドラインを国際水準に改訂(令和2年中)	令和3年度	・都道府県職員等のGAP指導員による指導活動の支援	令和4年度	・人材育成のための、農業教育機関におけるGAP認証取得の支援	令和5年度	・産地リスクの低減に資する団体認証の推進を通じた、産地における国際水準GAPの取組の支援	令和6年度	・GAP認証農産物を取り扱う意向を有する実需者を「GAPパートナー」として、GAP情報発信サイト「Goodな農業! GAP-info」に掲載
年度	取組内容												
令和2年度	・農林水産省ガイドラインを国際水準に改訂(令和2年中)												
令和3年度	・都道府県職員等のGAP指導員による指導活動の支援												
令和4年度	・人材育成のための、農業教育機関におけるGAP認証取得の支援												
令和5年度	・産地リスクの低減に資する団体認証の推進を通じた、産地における国際水準GAPの取組の支援												
令和6年度	・GAP認証農産物を取り扱う意向を有する実需者を「GAPパートナー」として、GAP情報発信サイト「Goodな農業! GAP-info」に掲載												

表の書式変更

表の書式変更

--	--

項目名	④ 食品の安全性の確保 ク 食品のトレーサビリティの推進	担当省庁	農林水産省、国税 庁、消費者庁
-----	---------------------------------	------	--------------------

表の書式変更

施策概要	<p>○ 農林水産省、国税庁、消費者庁の取組</p> <p>①米トレーサビリティの推進 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（平成21年法律第26号。以下「米トレーサビリティ法」という。）に基づき、米穀等の取引等に係る記録の作成・保存に関する状況を確認するため、米穀事業者に対して立入検査等を実施し、その結果に基づいて厳正に措置を行うことにより、米・米加工品の取引等の記録の作成・保存の適正化を図る。【農林水産省、国税庁、消費者庁】</p> <p>②牛トレーサビリティの推進 BSEのまん延防止措置の的確な実施を図るため、牛を個体識別番号により一元管理するとともに、生産から流通・消費の各段階において個体識別番号を正確に伝達することにより、消費者に対して個体識別情報の提供を促進する。</p>
------	--

③飲食品のトレーサビリティの推進

生産者における基礎トレーサビリティの取組率及び流通加工業者における内部トレーサビリティの取組率を向上させるため、フードチェーンを通じた新たな推進方を策定し、推進方策に基づいた食品関連事業者等への普及啓発を実施する。【農林水産省】

※基礎トレーサビリティ：入荷記録の作成・保存

内部トレーサビリティ：入荷（原料）ロットと製造ロットの対応づけ

書式変更: フォント: 9 pt

KPI・ 今後の取組予定	<p>【KPI】</p> <p>①</p> <ul style="list-style-type: none"> ・米及び米加工品（酒類を除く。）に関する取引記録の作成・保存の適正実施率は99.8%（平成30年度の集計値）【農林水産省】 ・酒類に関する取引記録の作成・保存の適正実施率：99.3%（平成30年度の集計値）【国税庁】 <p>②</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小売店等から購入した牛肉のDNA分析の結果、不一致率：2.3%（平成30年度の集計値）【農林水産省】 <p>③</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生産者における農畜水産物の出荷記録の保存（基礎トレーサビリティ）の取組率：76.8%（令和元年度） ・流通加工業者における入荷品と出荷品の相互関係を明らかにする記録の保存（内部トレーサビリティ）の取組率：40.7%（令和元年度） <p>（定義）</p> <p>農林水産省統計部：農林水産情報交流ネットワーク事業全国調査による。</p> <p>【今後の取組予定】</p> <p>○ 農林水産省、国税庁、消費者庁の取組</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">年度</th> <th style="text-align: center;">取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">令和2年度</td> <td rowspan="2"> <ul style="list-style-type: none"> ・米穀等の取引等に係る記録の作成・保存に関する状況を確認するため、米穀事業者に対して立入検査等を実施し、その結果に基づいて厳正に措置。【農林水産省、国税庁、消費者庁】 ・牛肉の個体識別番号の表示状況を確認するため、小売業者等に対して立入検査等を実施し、その結果に基づき厳正に措置。【農林水産省】 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和3年度</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和4年度</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>米穀等の取引等に係る記録の作成・保存に関する状況を確認するため、米穀事業者に対して立入検査等を実施し、その結果に基づいて厳正に措置。【農林水産省、国税庁、消費者庁】。</u> ・<u>牛肉の個体識別番号の表示状況を確認するため、小売業者等に対して立入検査等を実施し、その結果に基づき厳正に措置。【農林水産省】。</u> </td> </tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和2年度	<ul style="list-style-type: none"> ・米穀等の取引等に係る記録の作成・保存に関する状況を確認するため、米穀事業者に対して立入検査等を実施し、その結果に基づいて厳正に措置。【農林水産省、国税庁、消費者庁】 ・牛肉の個体識別番号の表示状況を確認するため、小売業者等に対して立入検査等を実施し、その結果に基づき厳正に措置。【農林水産省】 	令和3年度	令和4年度	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>米穀等の取引等に係る記録の作成・保存に関する状況を確認するため、米穀事業者に対して立入検査等を実施し、その結果に基づいて厳正に措置。【農林水産省、国税庁、消費者庁】。</u> ・<u>牛肉の個体識別番号の表示状況を確認するため、小売業者等に対して立入検査等を実施し、その結果に基づき厳正に措置。【農林水産省】。</u>
	年度	取組内容						
令和2年度	<ul style="list-style-type: none"> ・米穀等の取引等に係る記録の作成・保存に関する状況を確認するため、米穀事業者に対して立入検査等を実施し、その結果に基づいて厳正に措置。【農林水産省、国税庁、消費者庁】 ・牛肉の個体識別番号の表示状況を確認するため、小売業者等に対して立入検査等を実施し、その結果に基づき厳正に措置。【農林水産省】 							
令和3年度								
令和4年度	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>米穀等の取引等に係る記録の作成・保存に関する状況を確認するため、米穀事業者に対して立入検査等を実施し、その結果に基づいて厳正に措置。【農林水産省、国税庁、消費者庁】。</u> ・<u>牛肉の個体識別番号の表示状況を確認するため、小売業者等に対して立入検査等を実施し、その結果に基づき厳正に措置。【農林水産省】。</u> 							
	<p>書式変更: インデント: 左 0 字</p> <p>書式変更: 両端揃え, インデント: 最初の行: 2 字 表の書式変更</p> <p>結合されたセル</p>							

	・新たな推進方策に基づき、トレーサビリティの普及推進活動を 引き続き行う。【農林水産省】
令和5年度	▲
令和6年度	

書式変更: インデント: 最初の行: 1 字

分割されたセル

書式変更: インデント: 最初の行: 1 字

書式変更: インデント: 最初の行: 1 字

書式変更: インデント: 最初の行: 1 字

項目名	④ 食品の安全性の確保 ケ 食品衛生関係事犯及び食品の産地偽装表示事犯の取締りの推進	担当省庁	警察庁
-----	---	------	-----

施策概要	○ 警察庁の取組 関係機関と連携した情報収集に努め、食品表示に対する国民の信頼を揺るがす事犯や国民の健康を脅かす可能性が高い事犯の取締りを推進する。
------	---

KPI・ 今後の取組予定	<p>【KPI】</p> <p>該当する事犯に対する取締り状況</p> <p>(食品衛生関係事犯 平成30年度：21事件(平成29年：21事件)、検挙人員32人(平成29年：28人))</p> <p>食品の産地等偽装表示事犯 平成30年度：5事件(平成29年5事件)、検挙人員19人(平成29年：10人))</p> <p>【今後の取組予定】</p> <p>○ 警察庁の取組</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年度</td> <td rowspan="5">関係機関と連携した情報収集、食品表示に対する国民の信頼を揺るがす事犯や国民の健康を脅かす可能性が高い事犯の取締り</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> </tr> <tr> <td>令和6年度</td> </tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和2年度	関係機関と連携した情報収集、食品表示に対する国民の信頼を揺るがす事犯や国民の健康を脅かす可能性が高い事犯の取締り	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年度	取組内容								
令和2年度	関係機関と連携した情報収集、食品表示に対する国民の信頼を揺るがす事犯や国民の健康を脅かす可能性が高い事犯の取締り								
令和3年度									
令和4年度									
令和5年度									
令和6年度									

項目名	④ 食品の安全性の確保 コ 流通食品への毒物混入事件への対処	担当省庁	警察庁
-----	-----------------------------------	------	-----

施策概要	<p>○ 警察庁の取組</p> <p>流通食品への毒物混入の疑いのある事案を認知した際には、迅速に捜査を推進し、責任の所在を明らかにするよう努めるとともに、関係行政機関との情報交換を積極的に行うなど相互に協力しながら被害の未然防止、拡大防止に努める。</p>								
KPI・今後の取組予定	<p>【KPI】</p> <p>関係行政機関との情報交換状況 (令和元年度(11月1日現在):発生した流通食品への毒物混入事件等はない)</p> <p>【今後の取組予定】</p> <p>○ 警察庁の取組</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年度</td> <td rowspan="5">流通食品への毒物混入の疑いのある事案を認知した際の迅速な捜査、関係行政機関との相互協力による被害の未然防止、拡大防止</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> </tr> <tr> <td>令和6年度</td> </tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和2年度	流通食品への毒物混入の疑いのある事案を認知した際の迅速な捜査、関係行政機関との相互協力による被害の未然防止、拡大防止	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年度	取組内容								
令和2年度	流通食品への毒物混入の疑いのある事案を認知した際の迅速な捜査、関係行政機関との相互協力による被害の未然防止、拡大防止								
令和3年度									
令和4年度									
令和5年度									
令和6年度									

(2) 取引及び表示の適正化並びに消費者の自主的かつ合理的な選択の機会の確保

書式変更: 文字間隔広く / 文字間隔狭く (なし)

書式変更: 文字間隔広く 2.8 pt

項目名	① 商品やサービスに関する横断的な法令の厳正な執行、見直し ア 特定商取引法等の執行強化等	担当省庁	消費者庁、経済産業省
-----	--	------	------------

施策概要

○ 消費者庁、経済産業省の取組

・特定商取引法等及び預託法の執行強化
悪質商法等による消費者被害を防止するため、関係機関等とも連携し、特定商取引法及び特定商品等の預託等取引契約に関する法律（昭和61年法律62号。以下「預託法」という。）を厳正かつ適切に執行する。

書式変更: フォント: MS ゴシック

○ 消費者庁の取組

・特定商取引法及び預託法の見直し
消費者のぜい弱性を狙った悪質商法への対策強化、経済のデジタル化・国際化に対応したルール整備について、有識者による「特定商取引法及び預託法の制度の在り方に関する検討委員会」を開催し、して議論を行いその検討結果や法律、令和2年度夏までに一定の施行状況等結論を踏得た
まえ、必要な見直しを上で、具体的な制度設計を行う。その際には、悪質なお試し商法・定期購入といった
詐欺的な通信販売に対する実効的な対策についても検討を行い、具体的な制度設計を行う。
・悪質ないわゆる「販売預託商法」に対する対処
悪質ないわゆる「販売預託商法」に対して、特定商取引法及び預託法に基づき迅速かつ厳正に対処するとともに、上記の検討委員会にて実効的な法制度の在り方や体制強化を含む法執行の在り方強化を含む法執行の在り方について検討令和2年度夏までに一定の結論を得た上で、具体的な制度設計を行うために、上記の検討委員会で議論を行う。
一。また、悪質ないわゆる「販売預託商法」に対して関係行政機関等と連携強化を継続し
て連携強化を継続して実施・検討していく。

書式変更: フォント: MS ゴシック

--	--

書式変更: インデント: 左: 0 mm, 最初の行: 0 字

<p>KPI・ 今後の取組予定</p>	<p>【KPI】</p> <p>特定商取引法による行政処分件数：89件（業務停止命令：26件、指示：30件、業務禁止命令：33件（令和2年3月31日現在））（平成30年度行政処分件数：58件（業務停止命令：13件、指示：19件、業務禁止命令：26件）） ▲</p> <p><u>預託法による行政処分件数</u></p> <p>（目標） 特定商取引法<u>等及び預託法</u>の厳正かつ適切な執行</p> <p>（定義） 特定商取引法による行政処分件数は、法人に対する業務停止命令及び指示並びに業務停止命令を受けた法人の役員等に対する業務禁止命令の処分件数を合計したもの。</p> <p>【今後の取組予定】</p> <p>○ 消費者庁、経済産業省の取組</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年度</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 特定商取引法<u>等及び預託法</u>の厳正かつ適切な執行 特定商取引法<u>等及び預託法</u>の見直しのための検討 悪質ないわゆる「販売預託商法」に対する対処 関係機関<u>等</u>との連携強化 </td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 特定商取引法<u>等及び預託法</u>の厳正かつ適切な執行 特定商取引法<u>等及び預託法</u>の見直し 悪質ないわゆる「販売預託商法」に対する対処 関係機関<u>等</u>との連携強化 </td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 特定商取引法<u>等及び預託法</u>の厳正かつ適切な執行 </td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 悪質ないわゆる「販売預託商法」に対する対処 </td> </tr> <tr> <td>令和6年度</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 関係機関<u>等</u>との連携強化 </td> </tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和2年度	<ul style="list-style-type: none"> 特定商取引法<u>等及び預託法</u>の厳正かつ適切な執行 特定商取引法<u>等及び預託法</u>の見直しのための検討 悪質ないわゆる「販売預託商法」に対する対処 関係機関<u>等</u>との連携強化 	令和3年度	<ul style="list-style-type: none"> 特定商取引法<u>等及び預託法</u>の厳正かつ適切な執行 特定商取引法<u>等及び預託法</u>の見直し 悪質ないわゆる「販売預託商法」に対する対処 関係機関<u>等</u>との連携強化 	令和4年度	<ul style="list-style-type: none"> 特定商取引法<u>等及び預託法</u>の厳正かつ適切な執行 	令和5年度	<ul style="list-style-type: none"> 悪質ないわゆる「販売預託商法」に対する対処 	令和6年度	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関<u>等</u>との連携強化
年度	取組内容												
令和2年度	<ul style="list-style-type: none"> 特定商取引法<u>等及び預託法</u>の厳正かつ適切な執行 特定商取引法<u>等及び預託法</u>の見直しのための検討 悪質ないわゆる「販売預託商法」に対する対処 関係機関<u>等</u>との連携強化 												
令和3年度	<ul style="list-style-type: none"> 特定商取引法<u>等及び預託法</u>の厳正かつ適切な執行 特定商取引法<u>等及び預託法</u>の見直し 悪質ないわゆる「販売預託商法」に対する対処 関係機関<u>等</u>との連携強化 												
令和4年度	<ul style="list-style-type: none"> 特定商取引法<u>等及び預託法</u>の厳正かつ適切な執行 												
令和5年度	<ul style="list-style-type: none"> 悪質ないわゆる「販売預託商法」に対する対処 												
令和6年度	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関<u>等</u>との連携強化 												

書式変更

書式変更: フォントの色: 自動

書式変更: フォント: MS ゴシック

項目名	① 商品やサービスに関する横断的な法令の厳正な執行、見直し イ 特定商取引法の適用除外とされている消費者保護関連法の必要な執行体制強化及び制度改正	担当省庁	消費者庁、関係府省庁等
-----	--	------	-------------

施策概要	<p>○ 関係府省庁等の取組</p> <p>特定商取引法の適用除外とされている法律などの消費者保護関連法について、消費者被害の状況などを踏まえた厳正な法執行を行うとともに、法執行の状況及び消費者委員会の意見を踏まえた必要な執行体制強化を行う。</p> <p>○ 消費者庁の取組</p> <p>消費者向けの情報提供及び法執行の状況を把握するための環境整備の観点から、平成30年9月に消費者庁ウェブサイト内に新設した特商取引法適用除外法令の運用状況をまとめたページについて、定期的に更新し、適用除外となっている各法令の運用状況が分かりやすく把握できるようにする。</p>
------	---

KPI・今後の取組予定	<p>【KPI】</p> <ul style="list-style-type: none"> 特定商取引法の適用除外とされている法律などの消費者保護関連法の執行状況の把握及び消費者庁ウェブサイト内の特設ページの更新を少なくとも年に1回実施（令和元年度：1回）（別表1-1及び1-2参照） <u>当該ウェブページによる情報発信に関する消費者の認知度</u> <u>（目標）</u> <u>当該ウェブページによる情報発信に関する消費者の認知度を令和3年度末までに取組前と比較して5割向上させる。</u> <p>【今後の取組予定】</p> <p>○ 消費者庁の取組</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">年度</th> <th>取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年度</td> <td rowspan="2">特定商取引法の適用除外とされている法律などの消費者保護関連法の執行状況の把握及び消費者庁ウェブサイト内の特設ページの更新（必要な作業に着手する際、法執行の状況を踏まえ、必要な体制を強化するよう、関係府省庁等に対し要請）</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td><u>当該ウェブページによる情報発信に関する消費者の認知状況を踏まえて、更なる改善を検討</u></td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> <td></td> </tr> <tr> <td>令和6年度</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和2年度	特定商取引法の適用除外とされている法律などの消費者保護関連法の執行状況の把握及び消費者庁ウェブサイト内の特設ページの更新（必要な作業に着手する際、法執行の状況を踏まえ、必要な体制を強化するよう、関係府省庁等に対し要請）	令和3年度	令和4年度	<u>当該ウェブページによる情報発信に関する消費者の認知状況を踏まえて、更なる改善を検討</u>	令和5年度		令和6年度	
年度	取組内容											
令和2年度	特定商取引法の適用除外とされている法律などの消費者保護関連法の執行状況の把握及び消費者庁ウェブサイト内の特設ページの更新（必要な作業に着手する際、法執行の状況を踏まえ、必要な体制を強化するよう、関係府省庁等に対し要請）											
令和3年度												
令和4年度	<u>当該ウェブページによる情報発信に関する消費者の認知状況を踏まえて、更なる改善を検討</u>											
令和5年度												
令和6年度												

書式変更: インデント: ぶら下げインデント: 1字, 左1字, 最初の行: -1字

書式変更: インデント: 左 0字, 最初の行: 1字

書式変更: 両端揃え, インデント: 最初の行: 2字

表の書式変更

結合されたセル

分割されたセル

書式変更: インデント: 左 0.71字

項目名	① 商品やサービスに関する横断的な法令の厳正な執行、見直し ウ 消費者契約法の見直しに向けた対応	担当省庁	消費者庁、法務省
-----	---	------	----------

施策概要	<p>○ 消費者庁、法務省の取組</p> <p>平成 30 年改正での審議において衆参両院の委員会で付された附帯決議や消費者委員会の答申の付言に記載された事項等について、平成 31 年 2 月から令和元 9 月まで、消費者庁で開催された「消費者契約法改正に向けた専門技術的側面の研究会」において、法制的・法技術的な観点から民法、商法、民事手続法及び経済学の研究者による検討が行われ、令和元年 9 月に研究会報告書が取りまとめられた。同報告書については、同年 10 月上旬まで意見募集を実施し、同年 12 月に結果を公表した。さらに、同報告書を踏まえつつ、同年 12 月から「消費者契約に関する検討会」において、実効性の確保や実務への影響の観点から消費者・事業者の関係者を含めて検討を行っている。同検討会の取りまとめ結果を踏まえ、必要な措置を講ずる。</p> <p>また、消費者契約法（平成 12 年法律第 61 号）の内容についての周知・広報を実施する。成年年齢を 18 歳に引き下げることを内容とする民法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 59 号）が令和 4 年 4 月 1 日から施行されることから、若年者への周知が重要であることを踏まえつつ、国民生活センター、消費生活センター、適格消費者団体等と連携しつつ、消費者、事業者等に対して周知・広報を実施する。</p>
------	---

KPI・今後の取組予定	<p>【KPI】</p> <p>消費者契約法の認知度（令和元年度：38.0%）</p> <p>（目標）</p> <p>令和 6 年度までに消費者契約法の認知度を 50%とすることを旨とする。</p> <p>（定義）</p> <p>消費者意識基本調査の問（「消費者契約法」は、消費者と事業者との間に情報の質や量、交渉力の格差があることから、消費者の利益を守るために、契約を取り消したり契約書の条項を無効にすることなどを定めています。あなたは、このような法律があることを知っていますか。）に「知っている」と回答した人の割合</p> <p>【今後の取組予定】</p> <p>○ 消費者庁、法務省の取組</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和 2 年度</td> <td>・「消費者契約に関する検討会」の取りまとめ ・消費者契約法の周知広報活動</td> </tr> <tr> <td>令和 3 年度</td> <td rowspan="4">・取りまとめ結果を踏まえた必要な措置の実施 ・消費者契約法の周知広報活動</td> </tr> <tr> <td>令和 4 年度</td> </tr> <tr> <td>令和 5 年度</td> </tr> <tr> <td>令和 6 年度</td> </tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和 2 年度	・「消費者契約に関する検討会」の取りまとめ ・消費者契約法の周知広報活動	令和 3 年度	・取りまとめ結果を踏まえた必要な措置の実施 ・消費者契約法の周知広報活動	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
年度	取組内容									
令和 2 年度	・「消費者契約に関する検討会」の取りまとめ ・消費者契約法の周知広報活動									
令和 3 年度	・取りまとめ結果を踏まえた必要な措置の実施 ・消費者契約法の周知広報活動									
令和 4 年度										
令和 5 年度										
令和 6 年度										

表の書式変更

書式変更: フォント: 12 pt

項目名	① 商品やサービスに関する横断的な法令の厳正な執行、見直し エ 消費者の財産被害に対する消費者安全法の厳正な執行等	担当省庁	消費者庁、関係府省庁等
-----	--	------	-------------

施策概要	<p>○ 消費者庁の取組</p> <p>消費者の財産被害の発生又は拡大の防止のため、消費者の財産被害に対して、消費者安全法の規定に基づく関係府省庁等から消費者庁への通知を確実に実施するとともに、消費者庁において、その内容を踏まえて必要な事案について、同法に基づく措置を迅速かつ的確に講ずる。</p>
------	---

KPI・ 今後の取組予定	<p>【KPI】</p> <p>消費者安全法の規定に基づく措置件数 (目標)</p> <p>消費者安全法の規定に基づく措置を毎年10件以上実施することを目指す。</p> <p>【今後の取組予定】</p> <p>○ 消費者庁の取組</p> <table border="1" data-bbox="352 1104 1038 1312"> <thead> <tr> <th data-bbox="355 1108 491 1137">年度</th> <th data-bbox="491 1108 1035 1137">取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="355 1144 491 1173">令和2年度</td> <td data-bbox="491 1144 1035 1173" rowspan="6">消費者安全法の規定に基づく通知、法的措置</td> </tr> <tr> <td data-bbox="355 1180 491 1209">令和3年度</td> </tr> <tr> <td data-bbox="355 1216 491 1245">令和4年度</td> </tr> <tr> <td data-bbox="355 1252 491 1281">令和5年度</td> </tr> <tr> <td data-bbox="355 1288 491 1317">令和6年度</td> </tr> <tr> <td data-bbox="355 1323 491 1352">令和6年度</td> </tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和2年度	消費者安全法の規定に基づく通知、法的措置	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和6年度
年度	取組内容									
令和2年度	消費者安全法の規定に基づく通知、法的措置									
令和3年度										
令和4年度										
令和5年度										
令和6年度										
令和6年度										

項目名	① 商品やサービスに関する横断的な法令の厳正な執行、見直し オ 高齢者、障害者等の権利擁護の推進 ※SDGs 関連：関連目標 16	担当省庁	厚生労働省、法務省、消費者庁
-----	---	------	----------------

施策概要	<p>○ 厚生労働省の取組</p> <p>全国どの地域に住んでいても、成年後見制度を必要とする人が制度を利用できるよう、市町村の中核機関（権利擁護センター等を含む。以下同じ。）の整備や市町村計画の策定を推進する。</p> <p>成年被後見人等の利益や生活の質の向上のための財産利用・身上保護に資する支援ができるよう、成年後見人等に対する意思決定支援の研修の全国的な実施を図る。</p> <p>後見人等の担い手の確保に向けて、市民後見人の育成や後見を適切に行う法人の確保の取組を推進する。</p> <p>その他、「成年後見制度利用促進基本計画」に基づく取組を推進する。</p> <p>介護支援専門員（ケアマネジャー）及び訪問介護員（ホームヘルパー）を含む介護職員に対する研修において、成年後見制度等による高齢者の権利擁護や消費生活センターとの連携に関する知識の普及を図る。</p> <p>○ 法務省の取組</p> <p>日本司法支援センターにおいて、認知機能が十分でなく、法的サービスを自発的に求めることが期待できない高齢者・障害者等を対象として、福祉機関等からの申入れに基づき、弁護士・司法書士が出張して資力の有無にかかわらず法律相談を行うアウトリーチ型の「特定援助対象者法律相談援助」を実施する。</p> <p>○ 消費者庁の取組</p> <p>高齢者や障害者の消費者被害を防止するため、成年後見制度について、国民生活センターや消費生活センター等の様々な経路も活用して周知を図る。</p>
------	---

書式変更: インデント: 最初の行: 0 字

<p>KPI・ 今後の取組予定</p>	<p>【KPI】</p> <p>①中核機関（権利擁護センター等を含む。以下同じ。）を整備した市区町村 ②中核機関においてパンフレット等による成年後見制度や相談窓口の周知を行っている市区町村数 ③中核機関において後見人候補者を推薦する取組を行っている市区町村数 ④中核機関において後見人支援の取組（専門職の雇い上げ等により相談や手続支援を実施）を行っている市区町村数 ⑤協議会等の合議体を設置した市区町村数 ⑥市町村計画を策定した市区町村数 ⑦国研修を受講した中核機関職員や市区町村職員等の数 ⑧後見人等向けの意思決定支援研修が実施される都道府県の数 ⑨特定援助対象者法律相談援助件数 （平成30年1月24日の援助開始以降の実績：1,140件）（令和元年12月31日時点） ⑩成年後見制度の活用促進に関する地方公共団体への要請回数</p> <p>（目標）</p> <p>※①～⑧は令和3年度末までの目標</p> <p>①全1,741市区町村で中核機関を整備する。 ②全1,741市区町村の中核機関においてパンフレット等による成年後見制度や相談窓口の周知を行う。 ③800市区町村の中核機関において後見人候補者を推薦する取組を実施する。 ④200市区町村の中核機関において後見人支援（専門職の雇い上げ等により相談や手続支援を実施）の取組を行う。 ⑤全1,741市区町村で協議会等の合議体を設置する。 ⑥全1,741市区町村で市町村計画を策定する。 ⑦国の研修を受講した中核機関職員や市区町村職員等の数を3,500人以上とする。 ⑧全47都道府県で後見人等向けの意思決定支援研修を実施する。 ⑨平成27年度及び平成30年度に作成・公表した成年後見制度の周知についての依頼文書を活用し、地方公共団体の消費者行政担当部局に対し、少なくとも年に1回要請を実施する。</p>
-------------------------	--

【今後の取組予定】

○ 厚生労働省の取組

年度	取組内容
令和2年度	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村の中核機関の整備や市町村計画の策定等「成年後見制度利用促進基本計画」に基づく取組を推進 ・各都道府県において、介護支援専門員については成年後見制度や高齢者の権利擁護等の内容を含む介護支援専門員専門研修等を実施するとともに、介護職員については尊厳の保持等の内容を含む介護職員初任者研修等を実施
令和3年度	
令和4年度	<ul style="list-style-type: none"> ・成年後見制度利用促進基本計画の変更の検討結果を踏まえ、取組を推進 ・各都道府県において、介護支援専門員については成年後見制度や高齢者の権利擁護等の内容を含む介護支援専門員専門研修等を実施するとともに、介護職員については尊厳の保持等の内容等を含む介護職員初任者研修等を実施
令和5年度	
令和6年度	

○ 法務省の取組

年度	取組内容
令和2年度	<関係機関・団体との連携・協力関係の構築> 福祉機関の職員等を対象とした業務説明会の開催等
令和3年度	
令和4年度	<特定援助対象者法律相談援助業務の周知> 日本司法支援センターウェブサイト、パンフレット等による特定援助対象者法律相談援助業務の周知
令和5年度	
令和6年度	

○ 消費者庁の取組

年度	取組内容
令和2年度	地方消費者行政ブロック会議の場において、都道府県等の消費者行政担当部局に対し、成年後見制度の周知を要請
令和3年度	
令和4年度	<u>都道府県等の消費者行政担当部局による成年後見制度の周知状況を把握し、地方消費者行政ブロック会議の場等における要請の方法を検討</u>
令和5年度	
令和6年度	

書式変更: 両端揃え, インデント: 最初の行: 2字

結合されたセル

分割されたセル

--	--

書式変更: 両端揃え, インデント: 最初の行: 1 字

項目名	② 商品やサービスに応じた取引の適正化 ア 電気通信サービスに係る消費者保護の推進	担当省庁	総務省
-----	--	------	-----

表の書式変更

施策概要	<p>○ 総務省の取組</p> <p>電気通信サービスに係る消費者保護ルールの実効性を確保するため、法執行を適切に実施するとともに、電話やインターネットによる消費者からの直接の情報提供の受付、PIO-NETを含む苦情相談記録の分析及び各種の調査等を通じて、制度の実施状況を継続的にモニタリングする。</p> <p>令和元年10月に施行された電気通信事業法の一部を改正する法律（令和元年法律第5号）に関する事項も踏まえ、関係団体における、消費者の安心・安全なサービス利用に資する消費者保護ルールの遵守に向けた取組、業界の専門的知見をいかした苦情相談の処理及び勧誘の適正化等の自主的取組を推進する。</p> <p>電気通信消費者支援連絡会*を全国の各地域において毎年定期的に開催し、電気通信サービスにおける円滑なサービスの提供の確保や、苦情・相談等の適切な処理に関し、円滑で機動的な対応が行えるよう、関係者間で情報共有・意見交換を行う。</p> <p>*各地の消費生活センターや電気通信事業者団体等を構成員として、電気通信サービスに係る消費者支援の在り方についての意見交換を行う総務省主催の連絡会。</p>									
KPI・今後の取組予定	<p>【KPI】</p> <p>電気通信サービスに係る消費者保護の制度の運用状況</p> <p>（目標）</p> <p>必要に応じて電気通信サービスに係る消費者保護ルールの整備を実施するとともに、消費者保護ルールの実施状況について総務省及び関係者間で共有・評価等するICTサービス安心・安全研究会「消費者保護ルールのモニタリング定期会合」を開催し、消費者保護ルールの実効性を確保する。</p> <p>【今後の取組予定】</p> <p>○ 総務省の取組</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年度</td> <td rowspan="3">・電気通信サービスにおける法令及びガイドライン等の遵守徹底、電気通信消費者支援連絡会等を通じた関係者間の連携強化、電気通信事業者等による取組を促進</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> <td rowspan="2">・制度の実施状況のモニタリングを行い、必要な対応を実施 <u>（特に、令和元年の改正電気通信事業法に基づく事業者・販売代理店の勧誘禁止行為の追加等がどのような成果を示すか注視）</u></td> </tr> <tr> <td>令和6年度</td> </tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和2年度	・電気通信サービスにおける法令及びガイドライン等の遵守徹底、電気通信消費者支援連絡会等を通じた関係者間の連携強化、電気通信事業者等による取組を促進	令和3年度	令和4年度	令和5年度	・制度の実施状況のモニタリングを行い、必要な対応を実施 <u>（特に、令和元年の改正電気通信事業法に基づく事業者・販売代理店の勧誘禁止行為の追加等がどのような成果を示すか注視）</u>	令和6年度
年度	取組内容									
令和2年度	・電気通信サービスにおける法令及びガイドライン等の遵守徹底、電気通信消費者支援連絡会等を通じた関係者間の連携強化、電気通信事業者等による取組を促進									
令和3年度										
令和4年度										
令和5年度	・制度の実施状況のモニタリングを行い、必要な対応を実施 <u>（特に、令和元年の改正電気通信事業法に基づく事業者・販売代理店の勧誘禁止行為の追加等がどのような成果を示すか注視）</u>									
令和6年度										

項目名	② 商品やサービスに応じた取引の適正化 イ 有料放送サービスに係る消費者保護制度の適切な運用	担当省庁	総務省
-----	---	------	-----

施策概要	<p>○ 総務省の取組</p> <p>有料放送サービスについては、説明義務、契約関係からの離脱のルール、販売勧誘活動などについて、放送法（昭和 25 年法律第 132 号）及び「有料放送分野の消費者保護ルールに関するガイドライン」を遵守徹底させるなど、消費者保護を図る。また、有料放送サービスに関する苦情・相談処理に関する関係事業者の取組状況を継続的にモニタリングする。</p>								
KPI・今後の取組予定	<p>【KPI】</p> <p>有料放送サービスに関する苦情・相談処理に関する関係事業者の取組状況のモニタリング</p> <p>（目標）</p> <p>継続的にモニタリングするとともに、必要に応じて取組状況を検証する。</p> <p>【今後の取組予定】</p> <p>○ 総務省の取組</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年度</td> <td rowspan="5">有料放送サービスに関する苦情・相談処理に関する関係事業者の取組状況のモニタリング及び必要に応じた検証</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> </tr> <tr> <td>令和6年度</td> </tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和2年度	有料放送サービスに関する苦情・相談処理に関する関係事業者の取組状況のモニタリング及び必要に応じた検証	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年度	取組内容								
令和2年度	有料放送サービスに関する苦情・相談処理に関する関係事業者の取組状況のモニタリング及び必要に応じた検証								
令和3年度									
令和4年度									
令和5年度									
令和6年度									

項目名	② 商品やサービスに応じた取引の適正化 ウ 金融機関による顧客本位の業務運営の推進 ※SDGs 関連：関連目標 1、8	担当省庁	金融庁
-----	---	------	-----

施策概要	<p>○ 金融庁の取組</p> <p>金融機関に顧客本位の業務運営を浸透・定着させることで、家計の安定的な資産形成を図り、より豊かな国民生活の実現を目指す。</p> <p>具体的には、①「顧客本位の業務運営に関する原則」に基づき、金融機関に対して、顧客本位の業務運営を実現するための取組方針の策定や、その定着度合いを客観的に評価する成果指標（自主的な KPI・共通 KPI）の公表を促す、②金融機関や顧客の参考となるよう、金融機関に対するモニタリングで把握した優良事例等を公表する、といった施策を実施する。</p>
------	---

KPI・今後の取組予定	<p>【KPI】</p> <p>「顧客本位の業務運営に関する原則」を採択し、取組方針、自主的な KPI 及び投資信託の販売会社における比較可能な共通 KPI を策定・公表した金融事業者数</p> <p>※KPI の現状</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原則採択・取組方針策定事業者数：1,729,925 社（令和元年9月2年3月末） ・自主的 KPI 公表事業者数：836,990 社（令和元年9月2年3月末） ・共通 KPI 公表事業者数：357,380 社（令和元年9月2年3月末） <p>【今後の取組予定】</p> <p>○ 金融庁の取組</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年度</td> <td rowspan="3">＜金融機関に顧客本位の業務運営を浸透・定着させるための取組（毎年、以下の取組を継続的に実施）＞</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> <td>・取組方針・成果指標の策定・公表促進に向けた各種取組</td> </tr> <tr> <td>令和6年度</td> <td>・金融機関に対するモニタリング実施と結果公表</td> </tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和2年度	＜金融機関に顧客本位の業務運営を浸透・定着させるための取組（毎年、以下の取組を継続的に実施）＞	令和3年度	令和4年度	令和5年度	・取組方針・成果指標の策定・公表促進に向けた各種取組	令和6年度	・金融機関に対するモニタリング実施と結果公表
年度	取組内容										
令和2年度	＜金融機関に顧客本位の業務運営を浸透・定着させるための取組（毎年、以下の取組を継続的に実施）＞										
令和3年度											
令和4年度											
令和5年度	・取組方針・成果指標の策定・公表促進に向けた各種取組										
令和6年度	・金融機関に対するモニタリング実施と結果公表										

項目名	② 商品やサービスに応じた取引の適正化 エ 詐欺的な事案に対する対応	担当省庁	金融庁
-----	---------------------------------------	------	-----

施策概要	<p>○ 金融庁の取組</p> <p>無登録で金融商品取引業を行っている者による詐欺的な事案については、関係機関とも連携の上、裁判所への禁止命令等の申立てに係る調査権限等を行わせ、金融商品取引法違反行為等が認められた場合には、禁止命令等の申立てや無登録業者等の名称・代表者名・法令違反行為等の公表を行うほか、警告書の発出を行うなどにより、被害の拡大防止等を図る。</p> <p>また、詐欺的商法による新たな消費者被害への対応において、無登録業者等による悪質又は違法な勧誘行為については、<u>SNSを活用するなど</u>、国民に対する情報提供と注意喚起を引き続き積極的に実施する。</p>
------	--

KPI・ 今後の取組予定	<p>▲【KPI】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・無登録業者による金融商品取引法違反行為に係る裁判所への禁止命令等の申立て件数 ・無登録で金融商品取引業等を行っている者に対する警告書の発出件数 <p>【今後の取組予定】</p> <p>○ 金融庁の取組</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年度</td> <td rowspan="3">・関係機関とも連携の上、金融商品取引法違反行為等が認められた場合には、裁判所への禁止命令等の申立てや警告書の発出を行うなどにより、被害の拡大防止等を図る。</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> <td rowspan="2">・悪質又は違法な勧誘行為については、国民に対する情報提供と注意喚起を引き続き実施する。</td> </tr> <tr> <td>令和6年度</td> </tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和2年度	・関係機関とも連携の上、金融商品取引法違反行為等が認められた場合には、裁判所への禁止命令等の申立てや警告書の発出を行うなどにより、被害の拡大防止等を図る。	令和3年度	令和4年度	令和5年度	・悪質又は違法な勧誘行為については、国民に対する情報提供と注意喚起を引き続き実施する。	令和6年度
年度	取組内容									
令和2年度	・関係機関とも連携の上、金融商品取引法違反行為等が認められた場合には、裁判所への禁止命令等の申立てや警告書の発出を行うなどにより、被害の拡大防止等を図る。									
令和3年度										
令和4年度										
令和5年度	・悪質又は違法な勧誘行為については、国民に対する情報提供と注意喚起を引き続き実施する。									
令和6年度										

書式変更: フォント: MS ゴシック

項目名	② 商品やサービスに応じた取引の適正化 オ 投資型クラウドファンディングを取り扱う 金融商品取引業者等についての対応	担当省庁	金融庁
-----	--	------	-----

施策概要	<p>○ 金融庁の取組</p> <p>投資型クラウドファンディングを取り扱う金融商品取引業者について、引き続き、投資者保護の観点から、適切に監督上の対応を行う。</p>
------	--

KPI・ 今後の取組予定	<p>【KPI】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・投資型クラウドファンディング業者の登録件数 ・行政処分件数 <p>【今後の取組予定】</p> <p>○ 金融庁の取組</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年度</td> <td rowspan="5">投資型クラウドファンディングを取り巻く環境や金融商品取引業者の実態を踏まえ、投資者保護の観点から、必要な対応を実施</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> </tr> <tr> <td>令和6年度</td> </tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和2年度	投資型クラウドファンディングを取り巻く環境や金融商品取引業者の実態を踏まえ、投資者保護の観点から、必要な対応を実施	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	年度	取組内容							
令和2年度	投資型クラウドファンディングを取り巻く環境や金融商品取引業者の実態を踏まえ、投資者保護の観点から、必要な対応を実施								
令和3年度									
令和4年度									
令和5年度									
令和6年度									

書式変更: 蛍光ペン (なし)

項目名	② 商品やサービスに応じた取引の適正化 力 暗号資産交換業者等についての対応	担当省庁	金融庁、消費者庁
-----	---	------	----------

施策概要	<p>○ 金融庁の取組</p> <p>暗号資産交換業者について、利用者保護の観点から所要の制度整備を行い、制度等の周知を含め、整備された制度を適切に運用する。</p> <p>制度の運用に当たっては、<u>詐欺的行為を行う登録業者ではない</u>事業者による<u>詐欺的行為等</u>の消費者被害が発生していることを踏まえ、利用者保護の観点から、引き続き、消費者庁及び警察庁とも連携しつつ、<u>問題のある無登録業者</u>に対して警告等を行う。また、暗号資産が投機対象として取引されているとの指摘があること <u>(※)</u>を踏まえ、消費者保護上の問題が生じているかモニタリングするとともに、必要に応じて立入検査を行いつつ、暗号資産交換業者の内部管理態勢が適切に整備されているか検証を行う。</p> <p><u>※「仮想通貨交換業者等に関する研究会 報告書」(平成30年12月公表) 参照</u></p> <p>○ 消費者庁の取組</p> <p>金融庁及び警察庁と連携して、継続的に、利用者向けの注意喚起を行うとともに、国民生活センターにおいて、暗号資産等に関連する研修を実施する。</p>
------	---

KPI - 今後の取組予定	【KPI】		
	・暗号資産交換業者に対する規制の整備・運用状況		
	・国民生活センターにおける消費生活相談員向けの暗号資産等に関連する研修の実施回数		
	【今後の取組予定】		
	○ 金融庁の取組		
	年度	取組内容	
	令和2年度	暗号資産を取り巻く環境や暗号資産交換業者の実態を踏まえ、	
	令和3年度	利用者保護の観点から、必要な対応を実施令和2年5月1日に	
	令和4年度	暗号資産を取り巻く環境や暗号資産交換業者の実態を踏まえ、	
	令和5年度	利用者保護の観点から、必要な対応を実施	
令和6年度			
○ 消費者庁の取組			
年度	取組内容		
令和2年度	・暗号資産等に関する啓発用資料の作成・公表		
令和3年度	・上記資料を活用した注意喚起の実施		
令和4年度	暗号資産等を巡る消費生活相談の状況等を踏まえ、必要に応じて		
令和5年度	暗号資産等に関する啓発用資料の内容及び当該資料を活用し		
令和6年度	た注意喚起の方法について見直す		
令和6年度			
項目名	② 商品やサービスに応じた取引の適正化 キ 安全・安心なクレジットカード利用環境の整備	担当省庁	経済産業省

表の書式変更

表の書式変更

書式変更: インデント: 左: 0 mm, 最初の行: 0 字

表の書式変更

結合されたセル

分割されたセル

書式変更: インデント: 最初の行: 1 字

書式変更: 両端揃え, インデント: 最初の行: 2 字

表の書式変更

結合されたセル

書式変更: インデント: 左: 0 mm, ぶら下げインデント: 0.94 字, 最初の行: -0.94 字

分割されたセル

施策概要	○ 経済産業省の取組		
	安全・安心なクレジットカード利用環境を実現するため、平成30年6月に施行された割賦販売法の一部を改正する法律の遵守が徹底されるよう、引き続き、割賦販売法（昭和36年法律第159号）の適切な執行等を行う。同法で規定されているセキュリティ対策については、「クレジット取引セキュリティ対策協議会」（事務局：一般社団法人日本クレジット協会）が策定する「クレジットカード・セキュリティガイドライン」を実務上の指針として位置付け、着実に取組を進める。		
	また、令和元年12月20日に公表された割賦販売小委員会報告書「当面の制度化に向けた整理と今後の課題～テクノロジー社会における割賦販売法制のあり方～」に基づき、過剰与信防止等の消費者保護に留意しつつ、制度見直しの検討を進める。		

KPI・ 今後の取組予定	<p>【KPI】 クレジットカード取引に係る消費者保護の制度の整備・運用状況</p> <p>【今後の取組予定】</p> <p>○ 経済産業省の取組</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="background-color: #cccccc;">年度</th> <th style="background-color: #cccccc;">取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年度</td> <td rowspan="5">平成28年改正割賦販売法の運用及び割賦販売小委員会報告書(令和元年12月20日公表)に基づく制度見直しの検討</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> </tr> <tr> <td>令和6年度</td> </tr> </tbody> </table>			年度	取組内容	令和2年度	平成28年改正割賦販売法の運用及び割賦販売小委員会報告書(令和元年12月20日公表)に基づく制度見直しの検討	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年度	取組内容										
令和2年度	平成28年改正割賦販売法の運用及び割賦販売小委員会報告書(令和元年12月20日公表)に基づく制度見直しの検討										
令和3年度											
令和4年度											
令和5年度											
令和6年度											
項目名	② 商品やサービスに応じた取引の適正化 ク 商品先物取引法の迅速かつ適正な執行	担当省庁	経済産業省、農林水産省								

書式変更: 蛍光ペン(なし)

<p>施策概要</p>	<p>○ 経済産業省、農林水産省の取組</p> <p>商品先物取引に関し、委託者の保護及び取引の適正化を図るため、引き続き、商品先物取引法の迅速かつ適正な執行を行う。また、不招請勧誘による消費者被害を防止するための取組を徹底するほか、委託者の保護に欠ける事態が生じた場合には、速やかに所要の措置を講ずる。</p>										
<p>KPI・今後の取組予定</p>	<p>【KPI】</p> <p>苦情相談件数：</p> <p>経済産業省（消費者相談室）：<u>算出中6件</u>（令和元年度、令和2年2月29日時点上半期の件数（暫定版）） （平成30年度：22件）</p> <p>農林水産省：0件（令和元年度、令和2年2月29日時点）（平成30年度：0件）</p> <p>※参考：取引高：1817万枚（令和2年2月29日時点）（平成30年度：2131万枚）（取引高は、東京商品取引所と大阪堂島商品取引所の合算）</p> <p>※参考：PIO-NETに寄せられた相談件数：23件（令和元年11月30日時点）（平成30年度：38件）</p> <p>（目標）</p> <p>商品先物取引に関する苦情受付件数・相談・苦情件数を、取引高も考慮しつつ令和元年度と比較して減少させる。</p> <p>（定義）</p> <p>経済産業省及び農林水産省それぞれの省で集計されている。</p> <p>【今後の取組予定】</p> <p>○ 経済産業省、農林水産省の取組</p> <table border="1" data-bbox="344 1308 1040 1518"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年度</td> <td rowspan="5">今後も委託者の保護及び取引の適正化を図るための商品先物取引法の迅速かつ適正な執行、不招請勧誘による消費者被害を防止するための取組を徹底する。</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> </tr> <tr> <td>令和6年度</td> </tr> </tbody> </table>			年度	取組内容	令和2年度	今後も委託者の保護及び取引の適正化を図るための商品先物取引法の迅速かつ適正な執行、不招請勧誘による消費者被害を防止するための取組を徹底する。	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年度	取組内容										
令和2年度	今後も委託者の保護及び取引の適正化を図るための商品先物取引法の迅速かつ適正な執行、不招請勧誘による消費者被害を防止するための取組を徹底する。										
令和3年度											
令和4年度											
令和5年度											
令和6年度											
<p>項目名</p>	<p>② 商品やサービスに応じた取引の適正化 ケ 住宅宿泊事業法の適正な運用</p>	<p>担当省庁</p>	<p>厚生労働省、国土交通省</p>								

書式変更: インデント: 最初の行: 0字

<p>施策概要</p>	<p>○ 厚生労働省、国土交通省の取組</p> <p>平成 29 年 6 月に成立した住宅宿泊事業法について、適切に宿泊者保護が図られるよう、政省令、ガイドライン、標準住宅宿泊仲介業約款等の周知を行う。また、これらの法令等に基づいて、必要に応じ指導・監督を行う等制度の適切な運用を行う。また、今後の運用状況を踏まえて制度の見直し等必要な対応を検討・実施する。</p>											
<p>KPI・ 今後の取組予定</p>	<p>【KPI】 住宅宿泊事業法に関する制度の整備・運用状況</p> <p>【今後の取組予定】</p> <p>○ 厚生労働省、国土交通省の取組</p> <table border="1" data-bbox="344 860 1042 1070"> <thead> <tr> <th data-bbox="344 860 483 891">年度</th> <th data-bbox="483 860 1042 891">取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="344 891 483 927">令和 2 年度</td> <td data-bbox="483 891 1042 927">宿泊者保護を含めた住宅宿泊事業法の適切な運用及び周知</td> </tr> <tr> <td data-bbox="344 927 483 963">令和 3 年度</td> <td data-bbox="483 927 1042 963" rowspan="4">住宅宿泊事業法の運用状況を踏まえ、必要な対応を検討・実施</td> </tr> <tr> <td data-bbox="344 963 483 999">令和 4 年度</td> </tr> <tr> <td data-bbox="344 999 483 1034">令和 5 年度</td> </tr> <tr> <td data-bbox="344 1034 483 1070">令和 6 年度</td> </tr> </tbody> </table>			年度	取組内容	令和 2 年度	宿泊者保護を含めた住宅宿泊事業法の適切な運用及び周知	令和 3 年度	住宅宿泊事業法の運用状況を踏まえ、必要な対応を検討・実施	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
年度	取組内容											
令和 2 年度	宿泊者保護を含めた住宅宿泊事業法の適切な運用及び周知											
令和 3 年度	住宅宿泊事業法の運用状況を踏まえ、必要な対応を検討・実施											
令和 4 年度												
令和 5 年度												
令和 6 年度												
<p>項目名</p>	<p>② 商品やサービスに応じた取引の適正化 コ 民間賃貸住宅の賃貸借における消費者保護</p>	<p>担当省庁</p>	<p>国土交通省</p>									

<p>施策概要</p>	<p>○ 国土交通省の取組</p> <p>民間賃貸住宅をめぐるトラブルの未然防止のための「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」及び「賃貸住宅標準契約書」のウェブサイト掲載等を行い、周知を図るとともに、賃貸住宅の入退去に係る留意点についてインターネットテレビにより注意喚起を行う。</p> <p>さらに、民間賃貸住宅のトラブルに関する相談を受ける地方公共団体の職員等を対象とした研修会を実施し、関係者間において「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」や「賃貸住宅標準契約書」、相談内容や紛争処理事例等の情報共有を図る。</p> <p>家賃債務保証業者の適正な運営を確保し、家賃債務保証の健全な発達を図ることを通じて賃貸住宅の賃借人等の利益の保護を図ることを目的とした国土交通省の告示（平成 29 年 10 月 25 日施行）による家賃債務保証業者登録制度において、家賃債務保証業者を営む者の登録に関し必要な事項を定め、要件を満たす家賃債務保証業者を国が登録・公表することにより、消費者へ情報提供を行う。</p> <p><u>賃貸住宅管理業の健全な発達を図ることにより、賃貸住宅の賃借人等の利益の保護に資することを目的とした、国土交通省の告示（平成 23 年 12 月 1 日施行）による賃貸住宅管理業者登録制度において、賃貸住宅管理業者の登録に関して必要な事項を定め、要件を満たす賃貸住宅管理業者を国が登録・公表することにより、賃貸住宅管理業務の適正な運営を確保するとともに、消費者への情報提供やサブリースに関するトラブルの防止に向けた注意喚起を行う。令和 2 年に成立した賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律（令和 2 年法律第 60 号）に基づき、サブリース業者と所有者との間の賃貸借契約の適正化のための措置及び賃貸住宅管理業に係る登録の義務付けを行い、これらの規制について関係省庁や業界団体とも密接に連携し、ガイドラインを作成する等により、周知徹底を図る。</u></p>
-------------	---

KPI - 今後の取組予定	<p>【KPI】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ガイドライン等の周知及び注意喚起の状況（ウェブサイトへの掲載、研修会の開催回数・参加人数） ・民間賃貸住宅の賃貸借に関する消費生活相談の件数 ・<u>消費生活相談員研修における、賃貸住宅管理業、サブリース、賃貸住宅管理業者登録制度についての講義回数（平成30年度：3回）</u> ・<u>アンケートにおいて、管理業者との間でトラブルが発生したと回答したオーナーの割合</u> <p>【今後の取組予定】</p> <p>○ 国土交通省の取組</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年度</td> <td>・「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」及び「賃貸住宅標準契約書」等のウェブサイトへの掲載等による周知・普及を実施</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>・一定の要件を満たす家賃債務保証業者の登録を実施</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>・賃貸住宅の<u>管理業者登録制度業務等の着実な運用</u></td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> <td>1) <u>登録業者適正化に対する当該制度に関する法律に基づくルールの遵守におけるサブリース契約の徹底</u></td> </tr> <tr> <td>令和6年度</td> <td>2) <u>未登録業者に対する登録促進及び当該制度に基づくルール適正化に係る措置の趣旨施行</u> ・<u>賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律に則った業務執行の依頼</u> 3) <u>における賃貸住宅管理業に係るルールの在り方の検討措置を施行</u> 4) <u>必要に応じた研修等での説明等・サブリース事業に係る規制内容等を具体的に明示したガイドラインを策定し、周知徹底を図る。</u></td> </tr> </tbody> </table>			年度	取組内容	令和2年度	・「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」及び「賃貸住宅標準契約書」等のウェブサイトへの掲載等による周知・普及を実施	令和3年度	・一定の要件を満たす家賃債務保証業者の登録を実施	令和4年度	・賃貸住宅の <u>管理業者登録制度業務等の着実な運用</u>	令和5年度	1) <u>登録業者適正化に対する当該制度に関する法律に基づくルールの遵守におけるサブリース契約の徹底</u>	令和6年度	2) <u>未登録業者に対する登録促進及び当該制度に基づくルール適正化に係る措置の趣旨施行</u> ・ <u>賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律に則った業務執行の依頼</u> 3) <u>における賃貸住宅管理業に係るルールの在り方の検討措置を施行</u> 4) <u>必要に応じた研修等での説明等・サブリース事業に係る規制内容等を具体的に明示したガイドラインを策定し、周知徹底を図る。</u>
	年度	取組内容													
令和2年度	・「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」及び「賃貸住宅標準契約書」等のウェブサイトへの掲載等による周知・普及を実施														
令和3年度	・一定の要件を満たす家賃債務保証業者の登録を実施														
令和4年度	・賃貸住宅の <u>管理業者登録制度業務等の着実な運用</u>														
令和5年度	1) <u>登録業者適正化に対する当該制度に関する法律に基づくルールの遵守におけるサブリース契約の徹底</u>														
令和6年度	2) <u>未登録業者に対する登録促進及び当該制度に基づくルール適正化に係る措置の趣旨施行</u> ・ <u>賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律に則った業務執行の依頼</u> 3) <u>における賃貸住宅管理業に係るルールの在り方の検討措置を施行</u> 4) <u>必要に応じた研修等での説明等・サブリース事業に係る規制内容等を具体的に明示したガイドラインを策定し、周知徹底を図る。</u>														
項目名	② 商品やサービスに応じた取引の適正化 サ 住宅リフォーム等における消費者保護	担当省庁	国土交通省												

表の書式変更

表の書式変更

表の書式変更

書式変更: インデント: 左: 0 mm, ぶら下げインデント: 1 字, 最初の行: -1 字

書式変更: 行間: 固定値 14 pt

書式変更: インデント: 左: 0 mm, ぶら下げインデント: 1.58 字, 最初の行: -1.58 字, 行間: 固定値 16 pt

施策概要	<p>○ 国土交通省の取組</p> <p>住宅リフォームや中古住宅の売買に係る各種瑕疵保険を利用する事業者の情報（事業者名・所在地・保険契約実績等）を住宅瑕疵担保責任保険協会のウェブサイトにて公開し、住宅リフォーム及び中古住宅流通に関する情報提供を行う。</p> <p>住宅リフォーム事業の健全な発達及び消費者が安心してリフォームを行うことができる環境の整備を図るために、国土交通省の告示（平成26年9月1日公布・施行）による住宅リフォーム事業者団体登録制度において、住宅リフォーム事業者団体の登録に関し必要な事項を定め、要件を満たす住宅リフォーム事業者団体を国が登録・公表することにより、団体を通じた住宅リフォーム事業者の業務の適正な運営を確保すると</p>
------	--

ともに、消費者への情報提供等を行う。

消費者が基礎的な品質等を有する既存住宅を円滑に選択できるようにするため、耐震性があり、インスペクション（建物状況調査等）の結果、構造上の不具合及び雨漏りが認められず、想定されるリフォームの内容・費用等について適切な情報提供が行われる既存住宅について、国が商標登録したロゴマークを事業者が広告時に使用することを認める安心R住宅制度（特定既存住宅情報提供事業者団体登録制度）（国土交通省告示（平成29年11月6日公布・平成29年12月1日施行））を推進し、安心して購入できる既存住宅の普及を図る。

住宅リフォーム及び既存住宅売買に関するトラブルに対応するため、消費者保護の観点から、令和元年10月に取りまとめられた「制度施行10年経過を見据えた住宅瑕疵担保履行制度のあり方に関する検討会」の報告書を踏まえ、リフォーム瑕疵保険等の住宅欠陥に関する保険制度等について充実を図る。

KPI・ 今後の取組予定	<p>【KPI】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅リフォーム事業者団体登録制度における登録団体数 ・「安心R住宅」制度における登録団体数 <p>【今後の取組予定】</p> <p>○ 国土交通省の取組</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年度</td> <td rowspan="5">住宅リフォーム事業者団体登録制度及び「安心R住宅」制度の推進及び周知・普及</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> </tr> <tr> <td>令和6年度</td> </tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和2年度	住宅リフォーム事業者団体登録制度及び「安心R住宅」制度の推進及び周知・普及	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年度	取組内容								
令和2年度	住宅リフォーム事業者団体登録制度及び「安心R住宅」制度の推進及び周知・普及								
令和3年度									
令和4年度									
令和5年度									
令和6年度									

項目名	② 商品やサービスに応じた取引の適正化 シ 高齢者向け住まいにおける消費者保護	担当省庁	厚生労働省、国土交通省
-----	--	------	-------------

施策概要	<p>○ 厚生労働省、国土交通省の取組</p> <p>高齢者向け住まいについては、老人福祉法第29条第1項の規定に基づく「届出」を促進するための都道府県等の取組を推進し、規制を的確に運用する。</p> <p>また、事業者に対し前払金の保全措置を徹底するよう指導するとともに、事業者の廃業等の実態把握と廃業時等の入居者の居住の確保を図るための運用を徹底する引き続き求める。さらに、入居希望者が高齢者向け住まいの検討・選択をする際の参考となるよう情報提供の充実を図る。</p>
------	--

表の書式変更

KPI・ 今後の取組予定	<p>【KPI】</p> <p>①厚生労働省のガイドライン（※1）の改定状況 （平成30年度：平成30年4月2日改定）</p> <p>②地方公共団体への周知状況 （平成30年度：平成31年3月29日指導通知（※2）発出。平成31年3月19日全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議にて周知）</p> <p>（目標）</p> <p>①法令等の改正に伴い、厚生労働省のガイドラインについて改定を行う。</p> <p>②地方公共団体の周知状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体に対して、毎年度指導通知を発出し、周知を行う。 ・地方公共団体に対して、全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議を通じて毎年度周知を行う。 <p>（定義）</p> <p>※1：有料老人ホームの設置運営標準指導指針（老発第0718003号平成14年7月18日・最終改正老発0402第1号平成30年4月2日老健局長通知）</p> <p>※2：有料老人ホームを対象とした指導の強化について（老高発0329第1号平成31年3月29日老健局高齢者支援課長通知）</p> <p>【今後の取組予定】</p> <p>○ 厚生労働省、国土交通省の取組</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年度</td> <td rowspan="5">前払金の保全措置の徹底、廃業等の実態把握と入居者保護の運用の徹底継続、入居希望者への情報提供の充実</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> </tr> <tr> <td>令和6年度</td> </tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和2年度	前払金の保全措置の徹底、廃業等の実態把握と入居者保護の運用の徹底継続、入居希望者への情報提供の充実	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	年度	取組内容							
令和2年度	前払金の保全措置の徹底、廃業等の実態把握と入居者保護の運用の徹底継続、入居希望者への情報提供の充実								
令和3年度									
令和4年度									
令和5年度									
令和6年度									
<p>項目名</p> <p>② 商品やサービスに応じた取引の適正化 ス 美容医療サービス身元保証等の高齢者サポート事業に関する消費者被害防止問題についての対応 ※SDGs 関連：関連目標3、</p>	<p>担当省庁</p> <p>消費者庁、厚生労働省、消費者庁関係省庁等</p>								

書式変更: インデント: 最初の行: 2 字

書式変更: インデント: 最初の行: 2 字

書式変更

表の書式変更

書式変更: フォント: 10 pt

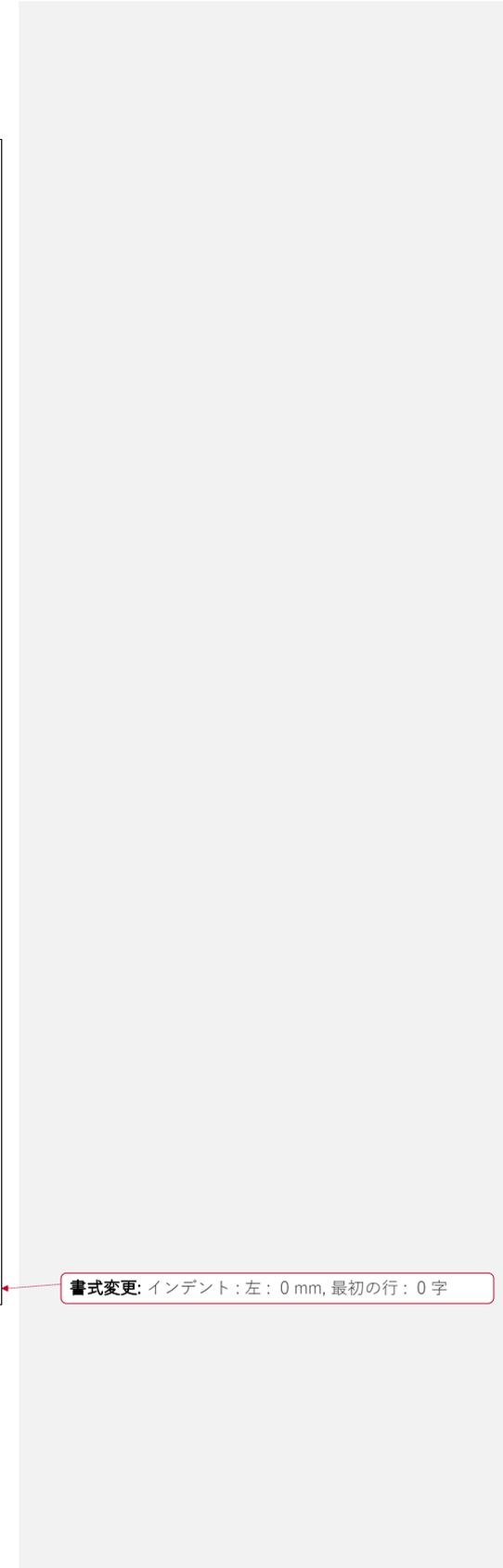
書式変更: フォント: 10 pt

書式変更: インデント: 左: 0 mm, 最初の行: 0 字

書式変更: フォント: (英) MS 明朝

<p>施策概要</p>	<p>○ 消費者庁、厚生労働省、関係省庁等の取組</p> <p>「<u>身元保証等高齢者サポート事業に関する消費者問題についての建議</u>」(2017年1月消費者委員会)を受け、<u>身元保証等高齢者サポート事業について関係省庁と連携し実態把握を行い、その結果を踏まえ、消費生活相談情報を地方公共団体の高齢者福祉部局へ提供し、当該高齢者福祉部局の窓口や地域包括支援センターにおいて当該事業に関する相談を受けた場合における助言対応及び消費生活センターとの連携の際の参考とするほか、必要な措置を検討・実施する。</u></p> <p>また、<u>当該事業を運営していることが判明している事業者に対し、預託金の管理等、適切に業務運営を行うよう、依頼する。</u></p> <p>更に、<u>消費者が安心して身元保証等高齢者サポートサービスを利用できるための情報提供を行う。</u></p>												
<p>KPI・今後の取組予定</p>	<p>【KPI】</p> <p><u>身元保証等高齢者サポート事業に関する消費生活相談の件数</u></p> <p>(目標)</p> <p><u>身元保証等高齢者サポート事業に関する消費者トラブルの発生防止に努める。</u></p> <p>【今後の取組予定】</p> <p>○消費者庁、厚生労働省、関係省庁等の取組</p> <table border="1" data-bbox="333 1034 1040 1274"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年度</td> <td>・地方公共団体に対し、消費生活相談情報を提供</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>・必要な措置の検討・実施</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>・<u>身元保証等高齢者サポート事業を運営していることが判明している事業者に対する依頼</u></td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> <td></td> </tr> <tr> <td>令和6年度</td> <td>・<u>消費者が安心して身元保証等高齢者サポート事業を利用できるための情報提供</u></td> </tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和2年度	・地方公共団体に対し、消費生活相談情報を提供	令和3年度	・必要な措置の検討・実施	令和4年度	・ <u>身元保証等高齢者サポート事業を運営していることが判明している事業者に対する依頼</u>	令和5年度		令和6年度	・ <u>消費者が安心して身元保証等高齢者サポート事業を利用できるための情報提供</u>
年度	取組内容												
令和2年度	・地方公共団体に対し、消費生活相談情報を提供												
令和3年度	・必要な措置の検討・実施												
令和4年度	・ <u>身元保証等高齢者サポート事業を運営していることが判明している事業者に対する依頼</u>												
令和5年度													
令和6年度	・ <u>消費者が安心して身元保証等高齢者サポート事業を利用できるための情報提供</u>												
<p>項目名</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="304 1615 743 1684"> <p>② <u>商品やサービスに応じた取引の適正化</u> <u>セ 美容医療サービス等の消費者被害防止</u></p> </td> <td data-bbox="743 1615 892 1684"> <p>担当省庁</p> </td> <td data-bbox="892 1615 1051 1684"> <p>厚生労働省、消費者庁</p> </td> </tr> </table>	<p>② <u>商品やサービスに応じた取引の適正化</u> <u>セ 美容医療サービス等の消費者被害防止</u></p>	<p>担当省庁</p>	<p>厚生労働省、消費者庁</p>									
<p>② <u>商品やサービスに応じた取引の適正化</u> <u>セ 美容医療サービス等の消費者被害防止</u></p>	<p>担当省庁</p>	<p>厚生労働省、消費者庁</p>											

<p>施策概要</p>	<p>○ 厚生労働省の取組</p> <p>美容医療、歯科インプラント等の自由診療については、施術の前に患者に丁寧に説明し、同意を得ることが望ましい内容等につき、「美容医療サービス等の自由診療におけるインフォームド・コンセントの取扱い等について」に係る Q&A や説明用資材を関係者に周知徹底し、指導事例の共有等により、円滑な指導のための連携を行う。</p> <p>「美容医療サービスに係るホームページ及び事前説明・同意に関する建議」（平成 27 年 7 月消費者委員会）も踏まえ、地方公共団体及び医療安全支援センターにおけるインフォームド・コンセントや消費者被害に関する相談（消費生活相談を含む。）及び指導の件数、内容等を把握し、地方公共団体等に対して消費者からの相談情報を提供することを含む必要な対策を実施する。また、美容医療サービスを受けるに当たって注意すべき事項等について周知する。</p> <p>○ 消費者庁の取組</p> <p>平成 29 年 12 月から、一定の美容医療契約が特定継続的役務提供として特定商取引法の規制対象とされたことに伴い、継続して、特定商取引法の執行を厳正に実施するほか、周知・啓発活動を実施する。</p> <p>○ 消費者庁、厚生労働省の取組</p> <p>美容医療サービスの提供状況の把握に資するよう、「美容医療サービス」関連で PIO-NET に登録された消費生活相談情報を地方公共団体に提供する。</p>
--------------------	---



書式変更: インデント: 左: 0 mm, 最初の行: 0 字

KPI・ 今後の取組予定	【KPI】										
	・地方公共団体におけるインフォームド・コンセントに関する相談・苦情件数（うち違反のおそれがあるものとして行政指導を要した件数）（平成30年度：6,609件（143件））										
	・美容医療サービスに係る消費者からの相談情報の地方公共団体への提供回数（平成30・令和元年度：3回4回）										
	（定義）										
	インフォームド・コンセントに関する相談・苦情及び行政指導件数については、法令に基づかない調査に対する任意の回答に基づく数値。										
	【今後の取組予定】										
	○ 厚生労働省の取組										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年度</td> <td rowspan="2">・地方公共団体に対するインフォームド・コンセントに関する説明用資料の周知</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td rowspan="2">・地方公共団体及び医療安全支援センターにおける医療広告や医療に関する苦情や相談の対応</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> </tr> <tr> <td>令和6年度</td> <td>・指導事例等の情報共有による円滑な指導のための連携</td> </tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和2年度	・地方公共団体に対するインフォームド・コンセントに関する説明用資料の周知	令和3年度	令和4年度	・地方公共団体及び医療安全支援センターにおける医療広告や医療に関する苦情や相談の対応	令和5年度	令和6年度	・指導事例等の情報共有による円滑な指導のための連携
	年度	取組内容									
	令和2年度	・地方公共団体に対するインフォームド・コンセントに関する説明用資料の周知									
令和3年度											
令和4年度	・地方公共団体及び医療安全支援センターにおける医療広告や医療に関する苦情や相談の対応										
令和5年度											
令和6年度	・指導事例等の情報共有による円滑な指導のための連携										
○ 消費者庁の取組											
<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年度</td> <td rowspan="2">平成29年に改正された特定商取引法施行令の周知・啓発、美容医療関係において悪質な事案があった場合における厳正な執行</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>美容医療関係の消費生活相談の状況を踏まえ、必要に応じてその周知・啓発の方法等を見直す 美容医療関係において悪質な事案があった場合における厳正な執行</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> <td>▲</td> </tr> <tr> <td>令和6年度</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和2年度	平成29年に改正された特定商取引法施行令の周知・啓発、美容医療関係において悪質な事案があった場合における厳正な執行	令和3年度	令和4年度	美容医療関係の消費生活相談の状況を踏まえ、必要に応じてその周知・啓発の方法等を見直す 美容医療関係において悪質な事案があった場合における厳正な執行	令和5年度	▲	令和6年度	
年度	取組内容										
令和2年度	平成29年に改正された特定商取引法施行令の周知・啓発、美容医療関係において悪質な事案があった場合における厳正な執行										
令和3年度											
令和4年度	美容医療関係の消費生活相談の状況を踏まえ、必要に応じてその周知・啓発の方法等を見直す 美容医療関係において悪質な事案があった場合における厳正な執行										
令和5年度	▲										
令和6年度											
○ 消費者庁、厚生労働省の取組											
<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年度</td> <td rowspan="2">「美容医療サービス」関連でPIO-NETに登録された消費生活相談情報の地方公共団体への提供</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>「美容医療サービス」関連でPIO-NETに登録された消費生活相談の状況を踏まえ、必要に応じてその方法等に見直しを加えつつ、地方公共団体へ提供</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> <td>▲</td> </tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和2年度	「美容医療サービス」関連でPIO-NETに登録された消費生活相談情報の地方公共団体への提供	令和3年度	令和4年度	「美容医療サービス」関連でPIO-NETに登録された消費生活相談の状況を踏まえ、必要に応じてその方法等に見直しを加えつつ、地方公共団体へ提供	令和5年度	▲		
年度	取組内容										
令和2年度	「美容医療サービス」関連でPIO-NETに登録された消費生活相談情報の地方公共団体への提供										
令和3年度											
令和4年度	「美容医療サービス」関連でPIO-NETに登録された消費生活相談の状況を踏まえ、必要に応じてその方法等に見直しを加えつつ、地方公共団体へ提供										
令和5年度	▲										

書式変更: フォント: MS ゴシック

書式変更: フォント: MS ゴシック

書式変更: 両端揃え, インデント: 最初の行: 2字

表の書式変更

結合されたセル

書式変更: インデント: 左 -0.03字, 最初の行: 0.04字

分割されたセル

書式変更: 両端揃え, インデント: 最初の行: 2字

表の書式変更

結合されたセル

分割されたセル

令和6年度

書式変更: インデント: 最初の行: 1字

項目名	② 商品やサービスに応じた取引の適正化 セソ 警備業務に関する消費者取引における情報提供の適正化及び苦情解決の円滑化	担当省庁	警察庁
-----	---	------	-----

書式変更: 位置: 水平方向: 左, 基準: 余白, 垂直方向: 15.45 字, 基準: ページ, 水平方向: 1.42 字, 折り返しあり

表の書式変更

書式変更

書式変更: 位置: 水平方向: 左, 基準: 余白, 垂直方向: 15.45 字, 基準: ページ, 水平方向: 1.42 字, 折り返しあり

書式変更: 位置: 水平方向: 左, 基準: 余白, 垂直方向: 15.45 字, 基準: ページ, 水平方向: 1.42 字, 折り返しあり

施策概要	<p>○ 警察庁の取組</p> <p>警備業法（昭和 47 年法律第 117 号）第 19 条の規定に基づく契約内容の書面交付が確実に実施され、警備業務の依頼者の保護が図られるよう、各都道府県警察による警備業者に対する指導及び違反業者に対する行政処分による指導監督を実施する。</p> <p>警備業務に関する苦情の解決義務が円滑に行われるよう、都道府県公安委員会による報告徴収・立入検査の監督権限によって、苦情の適切な解決が行われているかを確認するとともに、関連団体との連携を推進する。</p>
------	---

KPI・今後の取組予定	<p>【KPI】</p> <p>警備業者への指導状況（平成 30 年行政処分：264 件（平成 29 年行政処分：293 件））</p> <p>【今後の取組予定】</p> <p>○ 警察庁の取組</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和 2 年度</td> <td><警備業者に対する指導監督の継続実施></td> </tr> <tr> <td>令和 3 年度</td> <td>・各都道府県において、各種講習会や立入検査等、様々な機会を捉えて警備業者に対する指導を実施</td> </tr> <tr> <td>令和 4 年度</td> <td>・違反業者に対する行政処分の実施 <関係機関との連携></td> </tr> <tr> <td>令和 5 年度</td> <td>・一般社団法人全国警備業協会（認定個人情報保護団体）との連携による個人情報の取扱いについての苦情の解決義務の円滑化</td> </tr> <tr> <td>令和 6 年度</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和 2 年度	<警備業者に対する指導監督の継続実施>	令和 3 年度	・各都道府県において、各種講習会や立入検査等、様々な機会を捉えて警備業者に対する指導を実施	令和 4 年度	・違反業者に対する行政処分の実施 <関係機関との連携>	令和 5 年度	・一般社団法人全国警備業協会（認定個人情報保護団体）との連携による個人情報の取扱いについての苦情の解決義務の円滑化	令和 6 年度	
年度	取組内容												
令和 2 年度	<警備業者に対する指導監督の継続実施>												
令和 3 年度	・各都道府県において、各種講習会や立入検査等、様々な機会を捉えて警備業者に対する指導を実施												
令和 4 年度	・違反業者に対する行政処分の実施 <関係機関との連携>												
令和 5 年度	・一般社団法人全国警備業協会（認定個人情報保護団体）との連携による個人情報の取扱いについての苦情の解決義務の円滑化												
令和 6 年度													

書式変更: 位置: 水平方向: 左, 基準: 余白, 垂直方向: 15.45 字, 基準: ページ, 水平方向: 1.42 字, 折り返しあり

書式変更: 位置: 水平方向: 左, 基準: 余白, 垂直方向: 15.45 字, 基準: ページ, 水平方向: 1.42 字, 折り返しあり

書式変更: 位置: 水平方向: 左, 基準: 余白, 垂直方向: 15.45 字, 基準: ページ, 水平方向: 1.42 字, 折り返しあり

書式変更: 位置: 水平方向: 左, 基準: 余白, 垂直方向: 15.45 字, 基準: ページ, 水平方向: 1.42 字, 折り返しあり

書式変更: 位置: 水平方向: 左, 基準: 余白, 垂直方向: 15.45 字, 基準: ページ, 水平方向: 1.42 字, 折り返しあり

書式変更: 位置: 水平方向: 左, 基準: 余白, 垂直方向: 15.45 字, 基準: ページ, 水平方向: 1.42 字, 折り返しあり

書式変更: 位置: 水平方向: 左, 基準: 余白, 垂直方向: 15.45 字, 基準: ページ, 水平方向: 1.42 字, 折り返しあり

項目名	② 商品やサービスに応じた取引の適正化 ↳タ 探偵業法の運用の適正化	担当省庁	警察庁
-----	---------------------------------------	------	-----

表の書式変更

施策概要	<p>○ 警察庁の取組</p> <p>各都道府県警察において、探偵業法第8条の規定に基づく契約内容の書面交付が確実に実施され、探偵業務の依頼者の保護が図られるよう、各種講習会や立入検査等様々な機会を捉えて探偵業者に対する指導を行い、違反業者に対して検挙・行政処分といった措置を採るなど、探偵業者に対する指導監督を継続的に実施する。</p>
------	---

KPI・今後の取組予定	<p>【KPI】</p> <p>探偵業者への指導状況（平成30年行政処分：40件、立入調査：2,625件（平成29年行政処分：43件、立入調査：2,707件））</p>
-------------	--

【今後の取組予定】

○ 警察庁の取組

年度	取組内容
令和2年度	
令和3年度	<ul style="list-style-type: none"> 各都道府県警察において、各種講習会や立入検査等様々な機会を捉えて探偵業者に対する指導を実施
令和4年度	
令和5年度	<ul style="list-style-type: none"> 違反業者に対する検挙・行政処分の実施
令和6年度	

項目名	②—商品やサービスに応じた取引の適正化 タ—電気・ガスの小売供給に係る取引の適正化	担当省庁	経済産業省、 消費者庁
-----	--	------	----------------

施策概要	<p>○—経済産業省、消費者庁の取組</p> <p>電力及びガス小売全面自由化を受けて、経過措置料金解除の有無や移行手続きを含め、周知・広報を実施する。</p> <p>また、経過措置料金解除がなされた場合には事後監視を行うとともに、電力・ガス取引監視等委員会と国民生活センターで連携して消費者から寄せられたトラブル事例を公表するなど、消費者保護のための情報提供及び注意喚起を行う。</p> <p>○—経済産業省の取組</p> <p>電力・ガス取引監視等委員会の相談窓口等に寄せられた不適切な営業活動等について、事実関係の確認や指導を実施する。</p> <p>○—消費者庁の取組</p> <p>消費者トラブルの状況を注視し、必要に応じて関係法令（特定商取引法など）を厳正に執行する。</p>
------	--

<p>KPI- 今後の取組予定</p>	<p>【KPI】</p> <p>① 電力小売全面自由化及びガス小売全面自由化についての広報の実施状況</p> <p>家庭用電力の小売全面自由化認知率（平成30年度：78.2%） 家庭用ガスの小売全面自由化認知率（平成30年度：59.9%）</p> <p>（目標）</p> <p>→家庭用電力の小売全面自由化認知率を令和6年度まで85%とすることを目指す。 →家庭用ガスの小売全面自由化認知率を令和6年度までに80%とすることを目指す。</p> <p>（定義）</p> <p>→家庭用電力の小売全面自由化認知率は、「電気の購入先変更者」、「電気料金プラン変更者」又は「都市ガス利用&ガスの購入先変更者」の20～69歳男女計1万人を対象としたインターネット調査において、「あなたは、「家庭用（低圧電力区分の事業者含む）電力の小売自由化」について、どの程度ご存知ですか。」という設問に対し、「内容を詳しく知っている」、「内容を知っている」、「聞いたことがあり、内容はなんとなく知っている」、「聞いたことはあるが、内容は知らない」、「聞いたことがない」という5つの選択肢のうち、「内容を詳しく知っている」、「内容を知っている」、「聞いたことがあり、内容はなんとなく知っている」と回答した割合と定義する。当該回答状況については、産業経済研究委託事業（経済産業政策・第四次産業革命関係調査事業費）（電力・ガス小売自由化における消費者の選択行動アンケート調査事業）において調査される。</p> <p>→家庭用ガスの小売全面自由化認知率は、自宅でガスを使用している20～60代の一般男女数千人を対象としたインターネット調査において、「あなたは、「ガス小売全面自由化」についてどの程度ご存知ですか」という設問に対し、「内容を知っている」、「見たり、聞いたことがあり、内容はなんとなく知っている」、「見たり、聞いたことはあるが、内容は全く知らない」、「見たことも聞いたこともない」という4つの選択肢のうち、「内容を知っている」、「見たり、聞いたことがあり、内容はなんとなく知っている」と回答した割合と定義する。当該回答状況については、「天然ガスの高度利用に係る事業環境等の調査（ガス小売全面自由化広報フォローアップ調査）」において調査される。</p> <p>② 特定商取引法の執行状況</p> <p>・小売電気事業者 特定商取引法による行政処分件数（令和元年度：11件（業務停止命令：3件、指示：3件、業務禁止命令：5件（令和2年3月31日現在））</p> <p>・ガス小売事業者 特定商取引法による執行実績はなし。</p> <p>（目標）</p> <p>→悪質事案に対して厳正に対処していく。</p> <p>（定義）</p> <p>→特定商取引法による行政処分件数は法人に対する業務停止命令及び指示並びに業務停止命令を受けた法人の役員等に対する業務禁止命令の処分件数を合計したもの。</p>
---------------------------------------	---

③ ~~不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号。以下「景品表示法」という。）の執行状況~~

~~景品表示法による行政処分件数（令和元年度：執行実績なし）~~

~~〔目標〕~~

~~不当な表示に対して厳正に対処していく。~~

~~〔定義〕~~

~~景品表示法による措置命令件数及び課徴金納付命令件数~~

④ ~~消費者安全法の執行状況~~

~~消費者安全法による法的措置件数（令和元年度：執行実績なし）~~

~~〔目標〕~~

~~悪質事案に対して厳正に対処していく。~~

~~〔定義〕~~

~~消費者安全法による法的措置の件数~~

~~〔今後の取組予定〕~~

~~○ 経済産業省、消費者庁の取組~~

年度	取組内容
令和2年度	・電力小売全面自由化及びガス小売全面自由化についての周知・広報、消費者保護のための情報提供及び注意喚起を実施
令和3年度	・電力小売全面自由化を受けた措置についての周知・広報、経過措置料金解除がなされた場合には事後監視、消費者保護のための情報提供及び注意喚起を実施
令和4年度	
令和5年度	・ガス小売全面自由化を受けた措置についての周知・広報・事後監視、消費者保護のための情報提供及び注意喚起を実施
令和6年度	

~~○ 経済産業省の取組~~

年度	取組内容
令和2年度	・電気事業法関係法令及び指針並びにガス事業法関係法令及び指針に基づき、小売電気事業者及びガス小売事業者の取引の適切な監視を行うとともに、「望ましい」取組を促す。
令和3年度	
令和4年度	
令和5年度	
令和6年度	

~~○ 消費者庁の取組~~

年度	取組内容
令和2年度	・電力小売全面自由化及びガス小売全面自由化に便乗した悪質な消費者トラブルに対する厳正な法執行
令和3年度	
令和4年度	
令和5年度	
令和6年度	

項目名	② 商品やサービスに応じた取引の適正化 チケット不正転売禁止法 電気・ガスの 適切な運用 小売供給に係る取引の適正化	担当省庁	文部科学省 経済産業省、消 費者庁、関係 府省庁等
-----	--	------	------------------------------------

施策概要	<p>○ 文部科学省経済産業省、消費者庁、関係府省庁等の取組</p> <p>興行入場券の適正な流通電力及びガス小売全面自由化を確保するため受けて、経過措置料金解除の有無や移行手続を含め、周知・広報を実施する。</p> <p>また、経過措置料金解除がなされた場合に、令和元年6月14日に施行された「特定興行入場券の不正転売の禁止等による興行入場券の適正な流通の確保に関する法律」(平成30年法律第103号。以下「チケット不正転売禁止法」は事後監視を行うという。)の普及啓発を図る。ともに、電力・ガス取引監視等委員会と国民生活センターで連携して消費者から寄せられたトラブル事例を公表するなど、消費者保護のための対応として、関係府省庁ウェブサイト等による消費者等への情報提供、及び注意喚起を行う。</p> <p>また、消費者から</p> <p>○ 経済産業省の取組</p> <p>電力・ガス取引監視等委員会の相談窓口等に対応できるよう寄せられた不適切な営業活動等にするため、消費生活相談員向けの研修等ついて、事実関係の確認や指導を実施する。</p> <p>○ 消費者庁の取組</p> <p>消費者トラブルの状況を注視し、必要に応じて関係法令(特定商取引法など)を厳正に執行する。</p>
------	---

- 書式変更: フォント: (特殊)+本文のフォント(游明朝)
- 表の書式変更
- 書式変更
- 書式変更: フォント: 11 pt
- 書式変更
- 書式変更: 文字間隔広く 100 pt, 文字の均等割り付け: 18.75 字
- 書式変更: フォント: 11 pt
- 書式変更: 文字の均等割り付け: 18.75 字
- 書式変更: フォント: 11 pt
- 書式変更: フォント: MS ゴシック, 下線なし
- 書式変更
- 書式変更
- 書式変更
- 書式変更

--	--

書式変更: フォント: MS ゴシック, 12 pt

書式変更: インデント: 最初の行: 0 字

<p>KPI - 今後の取組予定</p>	<p>【KPI】</p> <p>① <u>消費者等へ電力小売全面自由化及びガス小売全面自由化についての情報提供・注意喚起広報の実施件数状況</u></p> <p>消費生活相談員向け研修会等における説明の実施回数</p> <p>家庭用電力の小売全面自由化認知率 (平成30年度：78.2%)</p> <p>家庭用ガスの小売全面自由化認知率 (平成30年度：59.9%)</p> <p>(目標)</p> <ul style="list-style-type: none"> → 消費者等への情報提供・注意喚起 → 消費生活相談員向け研修会等における説明を実施 ・家庭用電力の小売全面自由化認知率を令和6年度まで85%とすることを目指す。 ・家庭用ガスの小売全面自由化認知率を令和6年度までに80%とすることを目指す。 <p>(定義)</p> <ul style="list-style-type: none"> → 関係府省庁の情報提供等の実施回数の総計 → 関係府省庁の研修会等の参加者数の総計 <p>家庭用電力の小売全面自由化認知率は、「電気の購入先変更者」、「電気料金プラン変更者」又は「都市ガス利用&ガスの購入先変更者」の20～69歳男女計1万人を対象としたインターネット調査において、「あなたは、「家庭用(低圧電力区分の事業者含む)電力の小売自由化」について、どの程度ご存知ですか。」という設問に対し、「内容を詳しく知っている」、「内容を知っている」、「聞いたことがあり、内容はなんとなく知っている」、「聞いたことはあるが、内容は知らない」、「聞いたことがない」という5つの選択肢のうち、「内容を詳しく知っている」、「内容を知っている」、「聞いたことがあり、内容はなんとなく知っている」と回答した割合と定義する。当該回答状況については、産業経済研究委託事業(経済産業政策・第四次産業革命関係調査事業費)(電力・ガス小売自由化における消費者の選択行動アンケート調査事業)において調査される。</p> <p>家庭用ガス的小売全面自由化認知率は、自宅でガスを使用している20～60代の一般男女数千人を対象としたインターネット調査において、「あなたは、「ガス小売全面自由化」についてどの程度ご存知ですか」という設問に対し、「内容を知っている」、「見たり、聞いたことがあり、内容はなんとなく知っている」、「見たり、聞いたことはあるが、内容は全く知らない」、「見たことも聞いたこともない」という4つの選択肢のうち、「内容を知っている」、「見たり、聞いたことがあり、内容はなんとなく知っている」と回答した割合と定義する。当該回答状況については、「天然ガスの高度利用に係る事業環境等の調査(ガス小売全面自由化広報フォローアップ調査)」において調査される。</p> <p>② <u>特定商取引法の執行状況</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・小売電気事業者 <p>特定商取引法による行政処分件数(令和元年度：11件(業務停止命令：3件、指示：3件、業務禁止命令：5件(令和2年3月31日現在))</p>
--------------------------	--

書式変更: リスト段落, 最初の行: 0字, 段落番号 + レベル: 1 + 番号のスタイル: ①, ②, ③ ... + 開始: 1 + 配置: 左 + 整列: 0 mm + インデント: 6.3 mm

・ガス小売事業者

特定商取引法による執行実績はなし。

(目標)

悪質事案に対して厳正に対処していく。

(定義)

特定商取引法による行政処分件数は法人に対する業務停止命令及び指示並びに業務停止命令を受けた法人の役員等に対する業務禁止命令の処分件数を合計したもの。

③ 不当景品類及び不当表示防止法(昭和37年法律第134号。以下「景品表示法」という。)の執行状況

景品表示法による行政処分件数(令和元年度:執行実績なし)

(目標)

不当な表示に対して厳正に対処していく。

(定義)

景品表示法による措置命令件数及び課徴金納付命令件数

④ 消費者安全法の執行状況

消費者安全法による法的措置件数(令和元年度:執行実績なし)

(目標)

悪質事案に対して厳正に対処していく。

(定義)

消費者安全法による法的措置の件数

【今後の取組予定】

○ **文科科学省経済産業省、消費者庁、関係府省庁等の取組**

年度	取組内容
令和2年度	・チケット不正転売禁止法電力小売全面自由化及びガス小売全面自由化についての普及啓発周知・広報、消費者等へ保護のための情報提供・及び注意喚起の実施 ・消費生活相談員向けの研修等の実施
令和3年度	チケット不正転売禁止法・電力小売全面自由化を受けた措置についての普及啓発周知・広報、経過措置料金解除がなされた場合には事後監視、消費者等へ保護のための情報提供・注意及び注意喚起の実施 ・ガス小売全面自由化を受けた措置についての周知・広報・事後監視、消費者保護のための情報提供及び注意喚起を実施
令和4年度	
令和5年度	
令和6年度	

○ **経済産業省の取組**

年度	取組内容
令和2年度	電気事業法関係法令及び指針並びにガス事業法関係法令及び指
令和3年度	

書式変更: インデント: 最初の行: 1字, 行間: 固定値 8pt

書式変更: インデント: 左 0字, 最初の行: 1字

表の書式変更

書式変更: 左揃え, インデント: ぶら下げインデント: 1字, 左 -0.21字, 最初の行: -1字, 改ページ時1行残して段落を区切らない

書式変更: 左揃え, インデント: 左: 0mm, ぶら下げインデント: 1字, 最初の行: -1字, 改ページ時1行残して段落を区切らない

書式変更: フォント: MS ゴシック, 12pt

令和4年度	針に基づき、小売電気事業者及びガス小売事業者の取引の適切な監視を行うとともに、「望ましい」取組を促す。
令和5年度	
令和6年度	

○ 消費者庁の取組

年度	取組内容
令和2年度	電力小売全面自由化及びガス小売全面自由化に便乗した悪質な消費者トラブルに対する厳正な法執行
令和3年度	
令和4年度	
令和5年度	
令和6年度	